

住居確保給付金の概要

1 住居確保給付金とは

離職や廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。

2 支給の対象者

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象です。

① イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方であること

② イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること、又は
ロ) 申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること

③ イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

【収入要件】

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一世帯の方の収入の合計額が、下表の基準額(A)に申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額※(B)を合算した収入基準額(C)以下であること

| 世帯員数 | 基準額 (A) | 申請者が賃借する住宅の家賃額※ (B) | 収入基準額 (C) |
|--------|----------|---------------------|-----------|
| 単身世帯 | 81,000円 | 32,000円 | 113,000円 |
| 2人世帯 | 124,000円 | 38,000円 | 162,000円 |
| ④ 3人世帯 | 159,000円 | 41,800円 | 200,800円 |
| 4人世帯 | 197,000円 | 41,800円 | 238,800円 |
| 5人世帯 | 235,000円 | 41,800円 | 276,800円 |
| 6人世帯 | 273,000円 | 45,000円 | 318,000円 |
| 7人世帯 | 310,000円 | 50,000円 | 360,000円 |

※(B)に記載の額は、住宅扶助基準に基づく額です。申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額で算定します。

【資産要件】

申請日における、申請者及び申請者と同一世帯の方の所有する金融資産（預貯金・現金）の合計額が下表の金融資産の合計額以下であること ※10か月以降受給の場合は記載の1/2の額です

| 世帯員数 | 金融資産の合計額 | 世帯員数 | 金融資産の合計額 |
|--------|----------|--------|------------|
| ⑤ 単身世帯 | 486,000円 | 3人世帯 | 954,000円 |
| 2人世帯 | 744,000円 | 4人世帯以上 | 1,000,000円 |

【求職活動要件】

⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
※離職・廃業・再々延長の場合は申請までに公共職業安定所への求職の申込みが必須となります。

⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付金等を、申請者及び申請者と同一世帯の方が受給していないこと

⑧ 申請者及び申請者と同一世帯の方のいずれもが暴力団員でないこと

3 支給方法、支給額

○支給方法

那覇市が支給額を一月ごとに、申請者が賃借する住宅の貸主（不動産会社や大家等）が指定する銀行口座へ直接振り込みます。

○支給額

次の①又は②の区分に応じ、それぞれに定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額※）が支給されます。

①申請日の属する月の世帯収入額が、2. ④に記載の基準額(A)以下の方

・申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が支給されます。

②申請日の属する月の世帯収入額が、2. ④に記載の基準額(A)を超える方

・基準額(A)と、申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額を合算した額から、世帯収入額を減じて得た額が支給されます。

【計算式】支給額 = 基準額(A) + 申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額 - 世帯収入額

※住宅扶助基準に基づく額とは、2. ④の※(B)に記載の額を指します。この額が支給上限額です。

4 支給期間

○住居確保給付金の支給期間は原則3か月です。支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合、又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続きの支給が必要であると認められる場合は、申請により、3か月の支給を2回（最長9か月支給）まで延長、再延長をすることができます。

○**新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度中に新規申請をした方については、申請により、3か月の支給を3回（最長12か月支給）まで再々延長をすることができます。**

○延長時の支給額は、延長申請時の収入に基づいて算出される額となります。

○支給期間中に、常用就職または受給者の収入を得る機会が増加し、受給者の就労収入が収入基準額を超えた場合、原則としてその収入が得られた月の支給から中止します。

5 支給期間中の就職活動等

○受給期間中は、ハローワークへの求職申込みのほか、次のa～cの就職活動を行うことが必要です。

a.月に1回以上の那覇市PSとの面談等

b.月に2回のハローワークにおける職業相談等

c.週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

○新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、aの活動は主に書面等での報告としています。

○ハローワークへの求職申込み及びbとcの就職活動は、離職又は廃業していない方については受給9か月までは任意となっていますが、10か月以降受給される場合はいずれも必要となります。

6 その他

○住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請や届け出など不適切受給に該当することが判明した場合、支給を中止するとともに、既に支給した給付の全部又は一部について返還していただく場合があります。

○犯罪性のある不適切受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行います。

7 相談窓口（郵送申請の送り先） ※面談を含む相談全般は事前予約制です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、面談を含む相談全般は事前予約制としています。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

○相談窓口 那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）

○所在地 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区6階（グッジョブセンターおきなわ内）

○電話番号 **098-917-5348**（事前予約問い合わせ電話番号）

○開所日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

○受付時間 午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時を除く）

○委託元 那覇市役所 福祉部 保護管理課